



草加市監査委員告示第5号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月23日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 切 敷 光 雄

1 監査対象団体等

公益財団法人草加市文化協会

所管：自治文化部 文化観光課

2 監査対象事務

平成30年度から令和元年度における事業全般に係る出納その他の事務

3 監査期間

令和元年5月7日（火）から11月25日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加市監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施し、必要と認める場合は、その他の監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「財政援助団体等監査の着眼点」のとおり

6 監査結果

(1) はじめに

公益財団法人草加市文化協会は、昭和47年1月に前身となる財団法人埼玉県草加文化協会が設立され、同年2月の埼玉県草加文化会館の開館当時から管理運営を受託してきました。平成10年4月に施設が県から草加市に移管され、法人名を財団法人草加市文化協会に、施設名を草加市文化会館とし、引き続き同館の管理運営を担うなか、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設によって、平成18年4月からは施設管理及び事業運営に精通している組織として同館の指定管理者に指定され、第4期目を迎えています。平成25年に公益財団法人に移行して現在の名称となり、草加市における芸術文化の振興と、市民の自主的な文化活動の支援及び育成、豊かな市民生活の実現と地域社会の発展に寄与することを基本理念とし、芸術文化振興事業、文化会館管理・運営事業、法人運営にかかる事業等の多岐にわたる事業を展開しています。平成31年4月には日本文化芸術関連施設「漸草庵 百代の過客」が新たに開所され、更なるまちの価値づくりへの取組みが期待されます。

今回の財政援助団体等監査は、令和元年度草加市監査計画に基づき、公益財

団法人草加市文化協会の事業が出資等の目的に沿って適正かつ効果的に執行され、その目的を達成しているか、関係法令の定めるところにより適切に施設が管理され、会計経理は適正に執行されているか、協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか、また、所管による指導監督が適切に行われているかについても留意の上、監査を実施しました。

(2) 監査結果

平成30年度から令和元年度においての財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

ア 支出に係る専決について【対象：草加市文化協会】

処務規程に定められた専決区分による決裁が行われていない伝票が見受けられました。事務の効率化を目的として職責に応じた専決区分が規定されており、専決権者は理事長に代わって判断・決定をすることから、決裁行為には適正な運用が求められますので、責任の所在を明確にし、処務規程に則った適正な事務の執行に努めてください。

イ 物品販売手数料について【対象：草加市文化協会】

イベント事業者が物品販売を行う際に徴収する手数料について、売上金額の算定誤りと思われるものや、報告書と売上明細書とで金額が相違するもの等、現金の徴収に際して適当でない事務処理が見受けられました。現金の取扱い事務に誤りがあると、法人に対する信頼を損ねる恐れがありますので、規定に基づいた厳格な運用を徹底してください。

ウ 不適切な会計処理について【対象：草加市文化協会】

支出において、外郭団体が単独で支払うべき経費や、本来は私費で支払うべき職員互助会に供する経費が文化協会の財源から立替え払いされている事案が見受けられました。

一時的とはいえ、私的な支払い等に指定管理料も含まれる文化協会の財源を使用することは、不正につながりかねない不適切な会計処理であり、法人

の信頼性を損なわせかねません。再発防止の方策を講じるとともに、職員のコンプライアンスの徹底を図り、明瞭な会計処理を行うよう改善に取り組んでください。また、商品の購入によって付与されるポイントが互助会経費に充当されていますが、ポイントの原資が協会の財源であれば、協会の事業に還元するなど、適正な取扱いの確保に努めてください。